

契約締結後の公表

水戸市こども発達支援センター五軒分室外2施設清掃業務委託について、次のとおり地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定により随意契約による契約を締結したので、水戸市財務規則(平成7年水戸市規則第16号)第129条の2第1項第3号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年8月1日

水戸市長 高橋 靖

1 随意契約の内容

- (1) 業務名 水戸市こども発達支援センター五軒分室外2施設清掃業務委託
- (2) 契約日 令和6年7月29日
- (3) 契約金額 180,221円
- (4) 委託期間 令和6年8月1日から令和7年3月31日まで

2 契約の相手方

- (1) 所在地 水戸市文京1丁目2番24号
- (2) 名称 社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会
水戸市知的障害者就労支援施設みのり

3 契約の相手方とした理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業を行う施設のため